

たつの市イメージキャラクター「赤とんぼくん・あかねちゃん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市イメージキャラクター「赤とんぼくん・あかねちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用することにより、たつの市民まつりのPR及びたつの市のイメージアップを図るとともに、観光資源及び特産品等を広く普及宣伝する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。
(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、たつの市民まつり運営委員長(以下「委員長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) たつの市民まつり運営委員会が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他、委員長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 委員長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) たつの市民まつり及びたつの市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、委員長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、キャラクター使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、委員長がやむを得ないと判断する場合は、この限りではない。

- (1) 承認された内容により使用し、委員長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。

- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を
改変しないこと。
- (4) 原則として、物品等には「たつの市イメージキャラクター赤とんぼくん・
あかねちゃん」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上
記表記が難しい場合は、「◎たつの市民まつり」の表記をもって代えるこ
とができる。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、
完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代え
ることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更
しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用承認変更申請書（様式
第3号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって
行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 委員長は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反して
いると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことが
できる。

2 前項の承認の取消しは、キャラクター使用承認取消書（様式第4号）をも
って行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用
承認を受けた者に損害が生じても、委員長はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第
三者に対して損害または損失を与えた場合でも、委員長は、損害賠償、損失
補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な
事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月11日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月5日より施行する。